

第8章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は概ね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ウ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - オ 砂防設備災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設業災害復旧事業計画
- (3) 上・下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

2 農林業応急融資

被災農林業者に対し次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林業経営の維持安定を図る。

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の運用を図り、低利の経営資金を導入する。
- (2) 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金及び農地等の復旧資金等長期低利の資金の導入を図る。

3 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資・貸付金等の対策は次によるものとする。

- (1) 生業資金の貸付

町は被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金、その他小額融資の貸付資金を確保するため次の資金等の導入に努める。

 - ア 災害救助法による生業に必要な資金
 - イ 生活福祉資金の災害援護資金
 - ウ 母子寡婦福祉資金

工 日本政策金融公庫資金

- ① 更正資金
- ② 恩給担保貸付金
- ③ 遺族国庫債券担保資金
- ④ 引揚者国庫債券担保資金

(2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいはひとり親世帯等で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を修理し又は非住宅を改造する等のための資金を必要とする世帯に対して次の資金の導入に努める。

ア 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金

イ 母子寡婦福祉資金の住宅資金

4 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称・取扱機関の大綱は、道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。